



01

基本目標

生涯「健幸」で 元気に暮らせるまち

基本
方針

- ①健康づくりの推進
- ②高齢者福祉の充実
- ③障害者福祉の充実
- ④児童福祉の充実
- ⑤地域福祉の充実

基本方針① 健康づくりの推進

施策

1

自主的な健康づくりの推進



これまでの取組と現状

本市では、令和元(2019)年度策定の第3次長門市健康増進計画に基づき「生涯健幸で元気に暮らせるまちづくり」を目指しており、学校や地域・職域と連携し若い世代からの自主的な健康づくりを推進しています。

その成果として、健康づくりの意識は向上しており、市民アンケートにおいても重要度が高い状況にあります。また、食育の推進により、成人の野菜の摂取、バランスの整った食生活を心がける等の意識は改善傾向にあります。

今後の課題

本市の健康寿命は、平成26(2014)年度では男女ともに13市中13位でしたが、令和元(2019)年度には男性12位、女性3位とやや改善はしたものの、さらなる取組が必要です。健康への知識はあるものの青壮年期の健康づくりへの取組の意識が依然として低く、年代やライフスタイルに応じた食生活の改善に加え、身体活動や運動のきっかけづくり、取り組みやすい環境づくりが必要です。

また、高齢人口の拡大による介護予防が課題となっており、予防対策として生活習慣病予防や運動習慣の定着が重要であるため、若い世代からの健康づくりの啓発、環境づくりを地域、職域と連携して取り組んでいくことが求められます。

さらに、地域との連携による健幸づくりを進めるため、各地域の特徴に合せた健康事業を住民と協働して行っていくことが必要となっています。

取組の方向性

生涯健幸で暮らすことができる社会の実現のため、市民協働での取組を推進します。

令和元(2019)年度より「ながと健幸百寿プロジェクト」を設置し、庁内各部課の横断体制により、健康寿命の延伸に向け取組を推進し、若い世代から健康に関心を持ち、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう啓発活動を行うとともに、市民の健康づくりを支援する環境の充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
健幸づくり実践企業・団体登録数	44団体(R2)	200団体(R8)
やまぐち健幸アプリ登録者数	785人(R2)	1,500人(R8)

施策の展開

(1) 健康づくり意識の高揚

- 市民が主体的な健康づくりに取り組むための情報発信や地域における自主的な取組を支援します。
- 生涯健康に過ごすため、生活習慣病や認知症予防に向けた健康づくり・介護予防を推進します。

具体的な施策

- ・ 健康に対する正しい知識の普及・啓発
- ・ 健康づくりを実践に結びつける仕組みづくりやイベントの開催
- ・ 食生活・運動等生活習慣改善への取組推進
- ・ ケーブルテレビやインターネット動画サイトでの「健幸」CMの配信
- ・ やまぐち健幸アプリの登録促進

(2) 運動習慣の定着

- 地域におけるウォーキングやニュースポーツと各種教室における筋力トレーニングや水中ウォーキング、健康体操など、各々にあった運動習慣の定着を推進します。

具体的な施策

- ・ 「ラジオ体操」の普及・啓発
- ・ ウォーキングの普及・啓発
- ・ ニュースポーツの推進

(3) 健康づくりの環境整備

- 市民一人ひとりが主体的に実践できるよう、地域の特色を活かした健康づくりの環境整備に、地域や学校、職域、行政等が連携して取り組みます。
- ライフステージに応じた運動やスポーツに取り組めるよう支援します。
- 地域における健康づくり活動の推進に向け、グループ活動や組織の育成を支援します。

具体的な施策

- ・ 地域・職域・関係団体等連携による、健康づくりの推進
- ・ 健幸づくり実践企業・団体登録事業の実施
- ・ 身近な施設での運動教室、スポーツイベントの開催
- ・ 地域における健康づくり活動の支援

(4) 食育の推進

- 長門市食育推進計画に沿って、食生活改善推進協議会や食育関係団体と連携して、食の重要性の啓発や生涯を通じた正しい食習慣を確立し、市民の健康づくりを推進します。

具体的な施策

- ・ バランスの良い食習慣や正しい食習慣など、食育の重要性の理解による健康づくりの推進
- ・ 食生活改善に向けた地区組織活動の推進
- ・ 食育関係団体との連携の確立



やまぐち健幸アプリの登録促進

基本方針① 健康づくりの推進

施策

2

保健の充実



これまでの取組と現状

本市では、健康増進課を中心に各種健康診査等の保健事業を実施し、市民の健康づくりと疾病予防対策に取り組んでいます。近年、特に高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増加しており、特定健康診査等による早期発見、生活習慣の改善等による疾病予防対策に努めています。

なお、特定健康診査について、令和元(2019)年度から自己負担分を無料とし、令和2(2020)年度からAIを活用したハガキによる受診勧奨を実施しております。また治療中の方から、病院を通しての検査結果の情報提供を行っており、治療中の方の負担軽減と受診率向上を図っております。

市民アンケート調査においても、特定健康診査等の重要性は増加しており、市民の理解も進んできています。

今後の課題

特定健康診査、がん検診の受診率は健幸ながと21推進計画などの目標値に比べ低く、増加する生活習慣病の予防対策を広く普及する必要があります。さらに、増加する生活習慣病の合併症を防ぐための重症化予防の取組が必要です。

また、特定健康診査の受診率が令和2(2020)年度に若干低下したことから、AIを活用した受診勧奨など、効果的な受診勧奨を継続する必要があります。

近年、少子化・核家族化によりさまざまな不安を抱える妊婦が増加しており、一人ひとりに寄り添った支援体制が必要となっています。また、ストレス社会と言われる中、親子が心身ともに健やかに過ごせるための支援の充実が必要となります。

取組の方向性

住み慣れた場所で、生涯暮らし続けられる地域社会を目指し、市民一人ひとりが健康で生き生きと過ごすことができるよう、各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
特定健診受診率	33.5%(R1)	46.0%(R8)
がん検診受診率		
胃がん	6.7%(R2)	30.0%(R8)
大腸がん	8.5%(R2)	30.0%(R8)
肺がん	7.0%(R2)	30.0%(R8)
子宮がん	9.4%(R2)	35.0%(R8)
乳がん	10.9%(R2)	35.0%(R8)
3大生活習慣病による死亡割合	50.7%(H30)	45.0%(R8)
幼児健診受診率	96.7%(R2)	100%(R8)
3歳児健診		
妊婦歯科健診受診率	49.6%(R2)	60.0%(R8)
ゲートキーパー養成講座修了者数	538人(R2)	700人(R8)

施策の展開

(1) 母子保健の充実

- 妊婦・産婦・乳幼児の健康診査や妊婦学級、育児学級等により、安心して出産・子育てを行う環境づくりと交流の場の充実や相談・指導の充実を図ります。
- 産前・産後サポートステーションを拠点に、産前産後の支援を充実させ、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行います。
- 産婦健康診査を実施し、支援が必要な場合には、マタニティケア事業へつなぐなど、育児に対する不安の軽減を図ります。

具体的な施策

- ・ 妊婦・産婦・乳幼児健康診査の実施
- ・ 妊婦学級・育児学級の充実
- ・ マタニティケア事業、産前産後ケアヘルパー派遣事業の実施
- ・ 産前・産後サポートステーション設置による相談体制の充実

(2) 成人保健の充実

- 受けやすい健康診査・がん検診体制の充実を図り、受診率向上を目指します。
- がん検診をより受けやすくするため、費用負担の軽減などを行います。
- 生活習慣改善に向けた相談・指導を積極的に行い、病気の発症や重症化の防止に努めます。

具体的な施策

- ・ 総合健診、休日健診の推進
- ・ 生活習慣改善に向けた相談・指導の充実
- ・ 長門市データヘルス計画の推進

(3) 精神保健の充実

- 生涯健康で心豊かに暮らすことができるよう、心の健康づくりの普及と支援体制づくりに努めます。

具体的な施策

- ・ 市民講座等こころの健康づくりの啓発の推進
- ・ こころの相談窓口の充実及び周知
- ・ ゲートキーパーの養成等、地域で悩みを持つ人への支援の充実

(4) 歯科保健の充実

- 生涯健康を維持するため、乳幼児から高齢者まで、一貫した歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

具体的な施策

- ・ 歯科健康診査の実施
- ・ 成人における歯や口腔の健康意識高揚
- ・ むし歯予防・歯周病予防への啓発促進

(5) 感染症対策の充実

- 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種の実施に併せて広報活動を行うことで、予防対策を推進します。
- 感染症の予防に関する知識の普及・啓発に努めます。

具体的な施策

- ・ 予防接種の実施
- ・ チラシや広報による予防接種等予防対策の推進
- ・ 健幸ガイドやホームページ、ケーブルテレビ等を活用した、新しい生活様式や感染症予防の啓発・予防接種の勧奨の実施

基本方針① 健康づくりの推進

施策

3

医療体制の充実



これまでの取組と現状

本市では、初期救急医療体制の充実を図る目的から、長門市応急診療所を設置し、二次救急を担う市内3つの救急告示病院との連携のもと、救急医療体制を確保しています。これにより、軽症患者の受入体制を強化したことから、市民の利便性の向上が図られるとともに、二次救急医療の負担軽減につながっています。また、高度な医療を担う三次救急医療については、医療機関との連携やドクターヘリ等の救急搬送体制により対応しています。

市民アンケート調査において最も重要性が高い項目は「地域医療対策」及び「救急・高度医療」となっており、さらなる充実が求められています。

今後の課題

今後も救急医療体制を維持するため、関係機関との連携・協力のもと、長門市応急診療所の円滑な運営を維持することが必要です。また、少子化高齢化に伴う医療需要に対応するため、産婦人科医、小児科医の確保対策、在宅医療の普及が必要です。

さらに、専門診療医師確保が課題になっており、関係医療機関や医師会等との連携を図っていく必要があります。

取組の方向性

医療体制確保については、第7次山口県保健医療計画及び、山口県医療構想等の基本指針に基づき、県と連携して進めていきます。また、オンラインの活用等についても検討していきます。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
病院群輪番制の1日あたりの受診者数	17.1人(R1)	16.0人(R8)
長門市応急診療所の1日あたりの受診者数	7.1人(R1)	7.5人(R8)

施策の展開

(1) 地域医療体制の確保

- 休日、夜間の診療体制の整備により、救急医療体制の確保を図ります。
- 少子高齢化に対応した医療体制の確保を図ります。

具体的な施策

- ・ 初期救急、二次救急医療体制の確保
- ・ 産科医療、小児救急医療等体制の確保
- ・ 在宅医療の普及に伴う連携の推進

(2) 地域医療啓発の推進

- 適切な医療受診や地域医療の現状などについて、市民への理解を促します。
- 医療相談や医療情報の提供ができる環境を整備し、適切な医療受診を促します。

具体的な施策

- ・ 医療従事者確保の推進に関する普及、啓発
- ・ 疾病予防、健康増進、時間内受診などの適切な医療受診の啓発
- ・ 小児科・産婦人科オンライン健康医療相談事業の実施
- ・ 山口県が設置している救急医療電話相談(#7119)、山口県小児救急医療電話相談(#8000)の周知

(3) 高次医療との広域連携

- 高度な医療を担う医療機関との連携やドクターヘリの活用による救急搬送体制の充実を図ります。
- 山口県地域医療構想における長門医療圏の高度急性期医療への対応が迅速にできる体制の整備について検討します。

具体的な施策

- ・ 救急搬送体制の強化
- ・ 他圏域の三次救急医療機関との連携強化による高度救急医療の対応体制の整備
- ・ 専門診療医師の確保のための検討・協議



小児科・産婦人科オンライン健康医療相談事業の実施

基本方針② 高齢者福祉の充実

施策

1

高齢者福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

全国的に少子高齢化が進行する中、本市においても高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続け、令和2(2020)年9月末現在の高齢者人口は14,340人、高齢化率は43.5%となっています。このような状況に対し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指して、これまでの計画を進めてきました。このたび、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、令和3(2021)年3月に第8次長門市高齢者健康福祉計画を策定し、基本理念である誰もが地域で支えあい「健幸」で元気に暮らしていけるまちとなるよう地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

今後の課題

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年までの状況を見据え、介護予防・健康づくりの施策の充実を図るとともに、多様なニーズに対応する施策や介護サービスの提供体制を整備していくことが求められています。

取組の方向性

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止の推進や生活支援体制の整備、認知症施策や在宅医療・介護連携の推進、及び重層的支援体制整備事業の取組から地域共生社会の実現を目指します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
高齢者の要支援・要介護認定率	19.2%(R2末)	21%未満・維持(R8)
介護予防・生活支援サービス提供者数	28事業者(R2)	34事業者(R8)
家族介護用品支給事業	20人(R2)	25人(R8)
地域見守り体制整備事業利用者数	228人(R2)	240人(R8)
高齢者の集いの場の数	98力所(R2)	105力所(R8)

施策の展開

(1) 地域支援サービスの充実

- 高齢者の生活を総合的に支援するため、権利擁護の視点を持ちつつ、ケアマネジメントを実施し、状態に応じた介護予防や生活支援サービスの提供を行います。また、認知症対策や在宅医療の体制整備や家族の負担の軽減などに取り組みます。
- 要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者を把握し、自立に向けた介護予防の普及啓発を行います。

具体的な施策

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 介護予防の普及啓発
- ・ 介護予防・生活支援サービスの充実と生活支援体制の整備
- ・ 家族介護支援の充実
- ・ 重層的支援体制の整備

(2) 地域見守り体制の整備

- 地域と家族、関係機関とのネットワークを構築し、地域における見守り体制づくりに向けた啓発活動に努めます。
- 在宅の高齢者等に対して、家庭内における緊急事態等への迅速な対応体制を整備することで、地域で安心して暮らせるよう支援します。

具体的な施策

- ・ 地域、家族、関係機関とのネットワークの構築
- ・ 高齢者のみで構成されている世帯などの見守り体制の整備

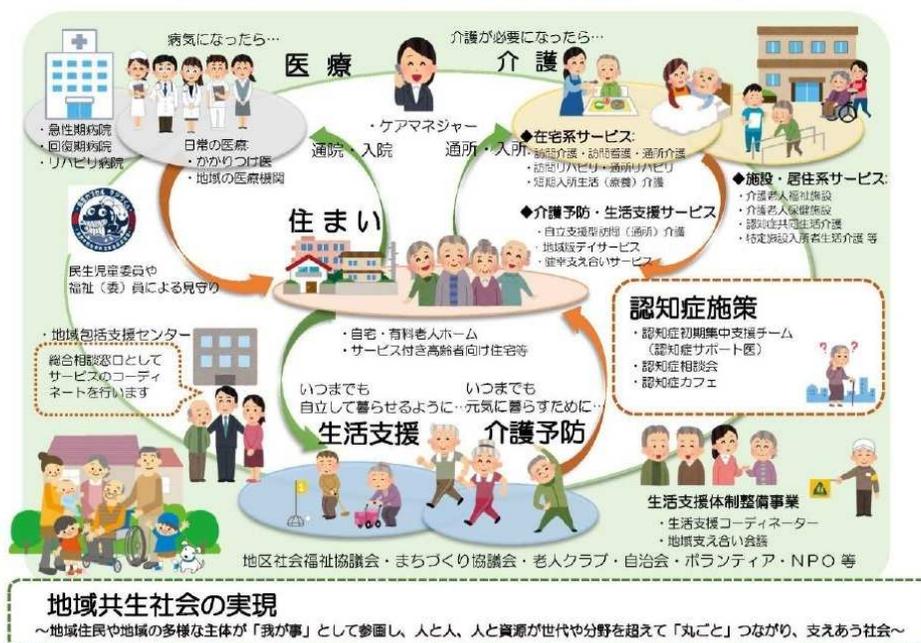
(3) 生きがいの推進

- 身近な地域で通いの場やサロンなど、介護予防や生きがいづくりにつながる地域活動を支援します。
- 高齢者が持つ知識や技能を世代を超えた人々に伝承し、就業活動・社会貢献・地域貢献を通じた高齢者の社会参加を推進します。

具体的な施策

- ・ 老人クラブやサロン活動、多様な通いの場の育成や活動支援
- ・ 高齢者の就業機会の確保やボランティア活動の情報提供
- ・ 地域における生涯学習・スポーツ活動の推進

2040年 長門市版地域包括ケアシステムのイメージ図



2040年長門市版地域包括ケアシステムのイメージ図

基本方針③ 障害者福祉の充実

施策

1

障害福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

障害者基本法に基づく障害者施策の基本計画である第Ⅲ期障害者プランで定める障害者支援施策の方向性や基本理念の実現に向け、実施計画である第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービス等を実施しました。

成果目標である精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を設置、また地域生活支援拠点の面的整備、児童発達支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を行いました。令和3(2021)年度からは第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画による障害者福祉を推進しています。

今後の課題

障害者及び介護者の高齢化に伴い、親亡き後の生活の場、活動の場の確保、経済的な安定の確保がより一層必要となります。また、精神科病院等からの地域移行、移行後の地域生活維持のため、地域生活支援拠点の充実、医療と地域の連携強化を図る必要があります。

取組の方向性

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に基づき、成果目標の達成及び、地域社会において自立した日常生活を営むためのサービス量の確保やサービスの質の確保、相談支援のスキルアップを促すことで、適切なサービス給付の実施に努めます。

障害者本人や介護家族の問題など、複合的な支援を必要とする人が多いため、多機関協働による包括的相談支援体制の整備に取り組みます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
サービス利用率	20.0%(R2)	20.5%(R8)
日中活動系サービス利用率	14.2%(R2)	17.0%(R8)

施策の展開

(1) 在宅福祉サービスの充実

- 障害のある人の在宅生活の継続と質の向上に重点を置き、各種サービスの充実を図ります。
- 福祉・教育・保育との連携を強化し、一貫した支援体制の構築に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 生活介護(通所)サービスの充実
- ・ 居宅介護、重度訪問介護サービスの充実
- ・ 日中活動系サービス、短期入所の充実
- ・ グループホーム等の整備支援
- ・ 日中一時支援事業の充実
- ・ 支援者研修の開催

(2) 介護者の負担軽減

- 相談支援事業を充実させ、介護に関する不安や悩みの解消に努めます。
- 日中活動系サービスや短期入所の充実を図り、介護者の負担軽減に努めます。
- 福祉・教育・保育との連携を強化し、保護者の不安・負担軽減に努めます。

具体的な施策

- ・ 日中一時支援事業の充実(再掲)
- ・ 相談支援の強化
- ・ 日中活動系サービス、短期入所の充実(再掲)
- ・ 支援者研修の開催
- ・ 重層的支援体制の整備(再掲)

基本方針③ 障害者福祉の充実

施策

2

自立と社会参加の推進



これまでの取組と現状

第Ⅲ期障害者プランの基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者自立支援協議会の専門部会において地域課題を抽出し、その課題解決に向け協議し、さまざまな事業を展開しています。

自立と社会参加の推進の取組として、障害者が作成した作品の展示や作品販売会(きらめき作品展示会)を開催し、作成、販売までの一連の流れを体験するとともに、販売を通じて地域の人とふれあう体験を実施しています。また、障害者の就労支援に関し、個々の特性に合った支援方法の見直しを図るため支援者間のケース検討を強化しています。

今後の課題

自立と社会参加の推進には、障害特性に応じた働き方が必要となります。現在の就労継続支援事業所の維持及び、受注内容の拡充が必要です。

さらに、一般企業への障害者理解の促進、雇用機会の拡大が必要ですが、コロナ禍においての効果的な研修方法やマッチング方法等を検討していく必要があります。

また、情報の収集に困難を生じる場合もあるため、災害時等の情報伝達等を検討していく必要があります。

取組の方向性

第Ⅲ期障害者プランで定める障害者支援施策の方向性や基本理念の実現に向け、地域の状況に応じて組み立て可能な地域生活支援事業を活用し、障害者の自立と社会参加の促進と障害に対する正しい理解促進のための啓発活動を推進します。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
障害者雇用率(民間事業所)	2.74%(R1)	2.9%(R8)
手話奉仕員登録者実働率	33.0%(R2)	35.0%(R8)

施策の展開

(1) 自立機会の拡大

- 障害のある人の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関との役割を明確化した支援体制を構築し、一般就労への移行や福祉就労における工賃向上の推進に努めます。
- 障害のある人の意思伝達や情報確保のため、手話通訳者等の派遣によるコミュニケーション支援や余暇活動・生きがい活動を支援します。
- 多様な意思伝達の手段を確保し、支援者によらない情報伝達を進めるため、障害者に対応する情報インフラの整備を進めます。

具体的な施策

- ・ 一般就労支援、福祉就労支援
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 余暇活動、生きがい活動支援
- ・ 点字や音声案内などの情報インフラの整備
- ・ ICTなどを活用した多様な意思伝達手段の検討

(2) 福祉団体の育成

- 障害者団体が行う活動を支援し、障害者団体の育成を図ります。
- 障害のある人の社会参加を推進するため、福祉団体が行う活動を支援します。

具体的な施策

- ・ 障害者団体への支援
- ・ 福祉団体への支援

(3) 市民への啓発活動の推進

- 障害者プランに基づき、市民に対する正確な情報提供を行うとともに、障害のある人の自立と社会参加を推進するための施策を計画的に推進します。
- 学校や地域において障害や、障害のある人に対する正しい理解と認識の啓発に努め、心のバリアフリーを推進します。

具体的な施策

- ・ 障害者プランの推進
- ・ 障害に関する情報提供
- ・ 新しい生活様式に対応するオンライン環境での啓発活動の推進

(4) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、障害があっても活動しやすい環境を整えます。
- 地域住民の理解を促進し、支援の必要な人を自然と受け入れ、支えあえる心のバリアフリーを推進します。

具体的な施策

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・ 心のバリアフリーの推進



障害者の就労体験

基本方針④ 児童福祉の充実

施策

1

保育サービスの充実



これまでの取組と現状

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、令和元(2019)年度に第2期長門市子ども・子育て支援事業計画を策定し、この計画に沿って市内全保育園において延長保育や一時保育を行うとともに、休日保育や医療的ケア児の受入を公立保育園1箇所を実施するなどの事業を行ってきました。

また、幼児教育・保育が無償化されましたが、子育て家庭への経済的支援を図るため、さらに、副食費の助成にも取り組んできました。

今後の課題

公立保育施設8園のうち3園が非耐震化施設であり、老朽化が著しいことから保育環境の改善を行う必要があります。

また、女性の就業率が高く、出産後も働く女性が増加傾向にあることから、0歳児保育事業の充実を図るとともに、そのための保育の担い手の確保が喫緊の課題です。

取組の方向性

長門市子ども・子育て支援事業計画のもと、「子どもの笑顔と成長は市民の宝～子育て世代に選ばれ
るまちをめざして～」を合言葉に、安心して子育てできる環境を目指して、保育環境の整備や幼児教育
の充実など、多様化する保育サービスの充実を図ります。

多様な悩みを抱える子育て世帯の相談に応じるため、包括的な相談窓口の運営を進めます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
公立保育園の運営数	6箇所(R2)	6箇所(R8)

施策の展開

(1) 保育機能の充実

- 多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児保育をはじめ、延長保育や休日保育、一時保育や医療的ケア児の受入など、地域の実情に即した保育事業に努めます。
- 保育サービスの質を確保する観点から、保育士の専門性をより向上させ、質の高い保育を提供するため、各種研修の実施等に取り組みます。

具体的な施策

- ・ 特別保育事業の充実
- ・ 保育士確保対策の推進
- ・ 保育園職員の研修
- ・ 保育所等におけるICT化の推進

(2) 児童福祉施設の充実

- 長門市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の更新や保育環境の改善に努めます。

具体的な施策

- ・ 保育環境の充実
- ・ 小規模園の更新の推進、複合化の検討

(3) 子育て負担の軽減

- 医療費の負担軽減や幼児教育・保育の無償化などの経済的負担軽減策を実施することにより、安心して子育てができる環境を確保していきます。

具体的な施策

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 副食費の助成
- ・ こども医療費の助成
- ・ 高校生の通学費助成

(4) 相談支援体制の充実

- 子育て世代包括支援センターを中心に、子育て世代への相談支援を充実します。
- 産前産後のケアを推進し、出産・子育てへの負担軽減を図ります。

具体的な施策

- ・ 子育て世代包括支援センターの充実
- ・ 産前・産後ケアの充実
- ・ 重層的支援体制の整備(再掲)



ICT化の推進



保育サービスの充実

基本方針④ 児童福祉の充実

施策

2

地域子育て支援の充実



これまでの取組と現状

本市では、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めています。

また、ファミリーサポートセンター事業の普及を図るため、利用助成金交付事業を実施するとともに、放課後児童クラブの利用時間の延長や対象児童年齢の拡大を実施しています。

さらに、病児保育事業の充実やファミリーサポートセンター事業の普及を通して、不定期な保育ニーズへの対応に努めるとともに、すべての児童が健やかに育てられるよう、児童虐待の防止に向け発生予防から自立支援まで一連の対策に努めています。

今後の課題

放課後児童クラブは、対象年齢を小学校6年生まで拡大しているところですが、クラブの利用を希望するすべての児童が利用できる体制を維持するため、指導員の確保や施設の拡充等が喫緊の課題となっています。

また、子育てをしながら就労している保護者の増加に伴い、企業に対して、働きながら子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が必要となっています。

さらに、家庭や地域の子育て機能が低下する中で、児童虐待の相談内容は多様化しており、専門職の配置を含めた対応が求められています。

市民アンケートの結果では、相談支援や子育て支援ネットワーク、遊び場などへのニーズが地区ごとに異なっており、各地区の実情に応じた子育て支援を充実させる必要があります。

取組の方向性

学校、家庭、地域、企業、行政が一体となって、すべての子どもが健やかに成長できる体制づくりを目指します。

目標指標（KPI）

指標	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）
ファミリーサポートセンター事業の提供会員数	72人(R2)	100人(R8)
放課後児童クラブの運営数	10カ所(R2)	10カ所(R8)

施策の展開

(1) 地域の児童育成機能の充実

- 保育園、学校、地域子育て支援センター、産前・産後サポートステーション等のさまざまな関係機関が連携しながら、子育てへの悩みに対応できる情報提供や相談・助言体制の充実に努めます。
- 放課後等における子どもの安全かつ安心な居場所の提供を目的とした放課後児童クラブや放課後子ども教室について、希望するすべての子どもが利用できる体制を整備していきます。

具体的な施策

- ・ 地域子育て支援センターとファミリーサポートセンターの連携
- ・ 病児保育事業の充実
- ・ 放課後児童対策（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）の充実・整備
- ・ ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

(2) 家庭における子育ての支援

- 児童相談所との連携を強化するとともに、相談体制の充実に努め、児童虐待防止対策に努めます。
- 食育の推進や育児学級への参加促進により、家庭における健全な子育て環境づくりを推進します。

具体的な施策

- ・ 児童虐待防止対策の充実・関係機関との連携強化
- ・ 家庭児童相談員の配置
- ・ 食育の推進
- ・ 児童手当の支給
- ・ 子育て世帯向け支援の充実

(3) ひとり親家庭等への支援

- 親自身の生活の中で直面する諸問題の解決や精神的安定を図るため、総合的な自立支援を推進します。

具体的な施策

- ・ 相談機能の充実（母子父子自立支援員の配置）
- ・ 子育て、生活支援の推進
- ・ 就労支援の推進
- ・ 経済的支援の充実（児童扶養手当の支給、ひとり親家庭の医療費助成）
- ・ 学習支援事業の推進

(4) 支援の必要な児童の早期発見と早期療育

- 心身の発達や機能の未発達を早期に発見し、早期療育につなげるための体制を充実します。
- 児童発達支援の取組を充実します。
- 障害のある子どもがいる世帯に対し、相談支援や各種支援への調整などを行います。

具体的な施策

- ・ 障害のある子どもがいる家庭への支援
- ・ 児童発達支援の充実
- ・ 早期発見・早期療育の推進



障害児保育事業の充実

基本方針⑤ 地域福祉の充実

施策

1

地域福祉サービスの充実



これまでの取組と現状

第3次長門市地域福祉(活動)計画に基づき「みんなが主役、誰もが住み続けたいまちづくり」を基本理念として誰もが地域で生涯「健幸」に暮らしていけるまちづくりを進めてきました。

また、各地域の特色と独自性を上手に生かすため、7地区社会福祉協議会を中心とした地域コミュニティの活性化を図る活動を進めており、ひきこもりや虐待、生活困窮等など新たな課題やニーズへの対応、地域見守りの重層化、災害時の要配慮者対策等も進められています。さらにはまちづくり協議会や福祉エリアごとに専門職による「集落支援員」を配置し、地域の把握や支援に努めています。

市民アンケート調査では、自治会などの活動や消防・防災活動への活動参加が大きく減少し、健康づくり活動などで参加者が増加しています。

今後の課題

地域社会からの孤立などを背景に複合的な課題を抱えたり、制度の狭間に落ち込んだり、生活に困窮している人々、ひきこもりやその家族支援など、地域生活を支援する施策や新たな課題を含めた地域における見守り体制の強化を進めていく必要があります。

災害時の要配慮者対策として、避難行動要支援者の個別計画の作成が進められていますが、関係機関の連携を強化し、さらなる支援体制の構築を図っていく必要があります。

地域生活を包括的に支援し、分野を超えた相談支援、地域づくり、活動参加を一体的に推進していく地域共生社会の実現が求められています。

取組の方向性

市民が住み慣れた地域の中で、お互いに声をかけ合い、心をかよわせながら、みんなが笑顔になれるよう、地域住民や関係機関、団体等との連携のもと多種多様なニーズに即した福祉サービスを提供するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の育成と支援により、地域で見守り、支えあう体制づくりに努めます。一人ひとりや隣近所、さらには地域全体が、それぞれの役割を担い、まちづくりの主役になることによって、誰もが住み続けたいまちとなるよう、協働による取組を進めます。

重層的支援体制整備事業に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

公共施設等におけるバリアフリーの推進などを通して、すべての人が安全で快適に利用できる施設づくりを進めていきます。

災害時の要配慮者対策として、各地区における避難行動要支援者の個別計画の作成を進めていきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
ボランティア登録者数	487人(R2)	580人(R8)
要支援者個別計画作成率	56.8%(R2)	70.0%(R8)
福祉総合相談窓口の相談件数	162件(R2)	200件(R8)

施策の展開

(1) 地域福祉推進体制の整備

- 地域課題に対して、市民や地域、事業所、行政の協働により、高齢者や障害者、児童等が、身近な地域で福祉サービスを手軽に利用できる仕組みを構築します。
- 長門市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会などの関係団体等と情報を共有し、地域福祉の実現に向けた連携体制づくりを促進します。

具体的な施策

- ・ 市民、地域、事業所、行政の協働による地域福祉の仕組みづくり
- ・ 福祉に関する情報の共有化
- ・ 地域見守りのネットワークの構築
- ・ バリアフリーの推進
- ・ 地域の福祉推進組織、福祉ボランティアの育成

(2) 地域福祉活動の支援

- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う組織や人材の活動を支援し、地域福祉の普及に努めます。
- 将来の地域福祉を担う人材を育成するため、学校教育や生涯学習における福祉教育を推進します。

具体的な施策

- ・ 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動支援
- ・ 福祉教育の推進

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域共生社会の実現に向けて、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進する重層的支援体制整備事業に取り組みます。
- 市民の地域への帰属意識を高め、助け合いの地域社会をつくるため、研修や学習会等を通じた普及・啓発活動を行います。

具体的な施策

- ・ 包括的な相談支援体制の整備
- ・ 地域づくり事業の推進
- ・ 地域福祉活動の参加支援事業の推進
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の推進
- ・ 多機関協働事業の推進

基本方針⑤ 地域福祉の充実

施策

2

社会保障の充実



これまでの取組と現状

本市では、令和3(2021)年3月に第8次長門市高齢者健康福祉計画を策定し、介護予防や介護サービスの充実を計画的に進めています。

被保護世帯を含む低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るための支援や広範な知識、周知、説明が常に求められる年金制度について、随時、日本年金機構との連携を図り、年金相談への案内や適切な窓口相談を行うなど、社会保障の充実・運用に取り組んでいます。

年金制度について周知を図り、出張年金相談への案内や適切な窓口相談を行うなど、社会保障の充実・運用に取り組んできました。専門的な知識を要する相談については、随時、日本年金機構との協力連携を図り、適切かつ正確な案内ができるように努めています。

今後の課題

高齢化の進行により、医療費の増加や介護負担の増による介護離職など、さまざまな課題が発生しています。

年金制度に関しては、出張年金相談の体制維持を行うとともに、年金制度の改正やマイナンバー制度導入に的確に対応するため、各種方法により最新情報の収集に努め、市民への問い合わせや相談対応を行っていく必要があります。

取組の方向性

高齢者が健康で安心して住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らしていくために、高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

複合的な課題を抱える方への対応として、福祉総合相談窓口を設置し、多機関協働による包括的な相談支援体制の整備と参加支援・地域づくりなど、重層的支援体制整備事業に取り組めます。

低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るため、長門市社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、さらなる相談体制の整備や就労支援などを進めます。

年金制度では、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。また、マイナンバーを利用した年金手続きやサービスなど、新たな制度についても活用していきます。

目標指標 (KPI)

指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
生活困窮者自立支援事業支援件数	17件(R2)	40件(R8)

施策の展開

(1) 介護保険サービスの充実

- 健全な介護保険財政により、適正な介護保険料の設定と介護サービスを提供します。
- 日常生活圏域ごとに、自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの進化・推進に努めます。
- 介護保険サービスの従事者の確保に向けた取り組みを推進します。

具体的な施策

- ・ 介護保険財政の健全運営
- ・ 安定的な介護サービスの提供と質の向上
- ・ 介護人材の確保の推進

(2) 医療保険の充実

- 医療保険制度に対する市民の理解を深め、平成30(2018)年度からの国民健康保険財政の県広域化により、一層の財政の安定化と健全な運営を図ります。
- 特定健診や特定保健指導、糖尿病予防事業等を推進し、被保険者の健康維持・増進に努めます。

具体的な施策

- ・ 医療保険財政の広域化と健全化
- ・ 医療保険制度の周知
- ・ 特定健診等、保健事業の推進

(3) 生活保護による支援

- 生活保護法に基づき、被保護世帯に対して必要な支援を行います。
- 稼働年齢層の被保護者に対し、関係機関と連携して就労支援を行い、経済的自立を促進します。

具体的な施策

- ・ 生活保護法に基づく扶助
- ・ 被保護者就労支援事業

(4) 生活困窮者への自立支援

- 生活困窮世帯に対し必要な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。

具体的な施策

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計相談支援事業

(5) 国民年金の充実

- 安定した年金制度が維持できるよう、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。

具体的な施策

- ・ 国民年金の適正な運営の支援
- ・ 国民年金制度(改正)の周知

■国民健康保険被保険者数及び医療費の推移

